

子どもの貧困対策にかかる実態調査について

1 概要

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第2項に規定する市町村計画（以下「子どもの貧困対策計画」という。）の策定にあたり、その基礎資料を得るため、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を捉えつつ、0歳から高校生世代までの子どもを養育する家庭の支援ニーズを把握するため、調査を実施する。

2 調査対象者及び調査方法

(1) 事業利用者調査

事業利用者に対し、事業アンケートを実施するとともに、任意のアンケートを依頼する（郵送配付及びインターネット回収にて実施）。

調査対象	配付数	対象となる子どもの年齢・年代
児童扶養手当受給者	約520世帯	18歳に到達した最初の3月31日までの児童
就学援助受給者	約1,200人	小・中学生

(2) 0歳から高校生世代までの子どもを養育する家庭への調査 ※上記(1)以外

調査対象者を住民基本台帳から無作為に抽出し、郵送配付及びインターネット回収にて実施する。

	調査対象	配付数	対象人口（令和3年4月1日現在）
保 護 者	就学前児童	1,500人	0～5歳 約12,300人
	小学生	1,500人	6～11歳 約11,800人
	中学生	900人	12～14歳 約5,000人
	高校生世代	900人	15～17歳 約4,300人
本 人	中学生	900人	12～14歳 約5,000人
	高校生世代	900人	15～17歳 約4,300人

3 調査項目

15問程度（子育て支援事業や子どもの貧困対策に関する事業の認知度及び利用状況、新型コロナウイルス感染症による影響、家計の状況など）

4 調査時期

令和3年8月より順次実施予定

5 今後のスケジュール（予定）

令和3年	8月～11月	調査票発送・回収
	12月～翌年1月	集計・分析
令和4年	1月	子ども・子育て会議（調査結果の報告）
	2月	議会報告（調査結果の報告）
	3月	調査報告書納品